
神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」 活動補償保険のご案内

◆◆◆神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」活動補償保険とは？◆◆◆

神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」でNPO・地域団体等が募集するボランティア活動に、個人登録をして参加する活動者が、ボランティア活動を安心して行っていただけるよう、市が保険契約を行い、活動中の事故によって怪我などをされた場合や、他の人や物に損害を与え、賠償責任を負った場合に補償金を支払う制度です。

制度の特徴①

事前の加入手続きは不要です。

事故発生後に登録団体を通じて手続きを行ってください。

制度の特徴②

保険料は不要です。ボランティア活動が安心して行えるよう、市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

1. 対象となる方・活動

次の①～⑤の全てを満たした場合に対象となります。

- ①神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」(以下、「ぼらくる」とする。)に登録をしているNPO・地域団体等(以下、「登録団体」とする。※1)が募集したボランティア活動であること。
- ②登録団体が募集したボランティア活動に個人登録して参加する活動者(以下、「活動者」とする。)であること。
- ③ボランティア活動が登録団体の管理下で行われていること。
- ④ボランティア内容が、営利・政治・宗教を目的とせず、自主的・自発的(※2)かつ公益的な市内での活動であること。
- ⑤無報酬の活動であること。ただし、最低賃金よりも低い実費弁償程度の活動は含むものとする。

※1登録団体とは、下記に該当するものを指します。

NPO・地域団体等、市内に活動拠点を置き、自主的・自発的に広く公共の利益を目的とした活動を、継続的・計画的に活動を行っている団体のうち、ぼらくるに団体として登録をしている団体。

※2自主的、自発的活動とは考え難いものや、自助的な活動など広く公共の利益を目的とした活動とは考え難いもの(PTA、学校施設開放運営委員会の活動など)は対象外です。

また、行事や催し物への参加者、競技への出場者(活動者であっても、競技参加中の事故は対象外)や、持ち回りのクリーンステーション清掃活動などの自助的な活動は対象外です。

2. 補償内容

(1) 傷害事故

活動中(居住地と活動場所の往復経路含む)に発生した急激かつ偶然な外来の事故で活動者が死亡や負傷をした場合に対象となります。

区分	補償金額	内 容
死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合。
後遺障害	1名 500万円 (限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合。
入院	1日 3,000円 (180日分限度)	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に治療のために入院または通院を要することとなった場合。
通院	1日 2,000円 (90日分限度)	※実際にかかった費用ではなく、日数で計算されます。
手術	入院補償が給付される場合に保険契約に定める額を給付します。	

①対象となる事故の例

- ・清掃活動中に、通行人と衝突し転倒して怪我をした。
- ・子ども食堂での調理中に包丁で指を切って怪我をした。
- ・イベントの道案内中に段差で躓き転倒して骨折した。 など

②対象とならない主な事故

- ・活動者の故意や重大な過失（※）によるもの
 - ・自然災害に起因する事故（救助活動含む）
 - ・活動者の内的要因による事故
 - ・ムチウチ症や腰痛などの医学的他覚所見のないもの
 - ・活動者の無資格運転や酒酔い運転、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間の事故
 - ・神輿・山車などの疾走やご神体などのすべり落としなど、危険な行為に起因する事故
 - ・活動者の自殺行為・犯罪行為又は闘争行為による事故
 - ・脳疾患、疾病や心神喪失によるもの など
- ※重大な過失とは、不注意などのために生じた傷害事故のうち、少しの注意を払えば避けることのできた不注意の度合いが極めて大きいもののことを言います。

(2) 賠償責任事故

活動者の軽過失により、参加者や第三者の生命、身体、財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、活動者が法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。

※重大な過失があった場合は損害補償の対象外となります。

区 分	補償金額（上限）	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 1,000万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管者賠償	1事故 500万円	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより損害を与えた場合

①対象となる事故の例

- ・こども食堂での配膳中に、誤って味噌汁をこぼして火傷をさせた。
- ・夏祭りで、他人から借りていた放送設備の上に誤って物が落下し、損壊させた。

②対象とならない主な事故

- ・活動者の故意により発生した事故
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ・自然災害に起因する事故
- ・活動者と同居の親族に対する事故
- ・活動者自身の所有物の破損事故（自損）
- ・登録団体又は活動者が所有、使用、管理する車両若しくは動物による事故
- ・施設の建設・改築・改造・修理等の工事による事故
- ・神輿・山車などの疾走やご神体などのすべり落としなど、危険な行為による事故
- ・狩猟による事故
- ・電動草刈り機などの機械使用中の、飛び石などによる事故
- ・不安定なはしご等の上での作業中の事故 など

3. 事故が起こった時の手続き

(1) 事故発生への報告

事故が発生した場合は、30日以内に、下記【資料提出先・お問い合わせ先】に「神戸市ボランティアマッチングサイト『ぼらくる』事故発生状況報告書 兼 事故証明書（様式第1号）（以下、「報告書」とする。）」を登録団体の責任者を通じて提出してください。

※事故発生状況などにより、ボランティア名簿や登録団体の規約などの提出をお願いする場合があります。

※賠償責任事故において、示談は原則当事者間で行っていただきます。（保険会社が示談を代行する制度ではありませんので、ご注意ください。）確認事項などがありますので、示談の前に必ずご連絡ください。

(2) 補償制度の対象となるかの判定

提出いただいた報告書をもとに、本制度の対象となるかどうか保険会社と協議し、「神戸市ボランティアマッチングサイト『ぼらくる』活動者保険補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第2号）」により、結果をお知らせします。対象と認定された場合には、あわせて請求に必要な書類を送付します（添付が必要な書類もお知らせします）。

(3) 補償金の請求

補償金の請求書類は、補償の種類により、次に掲げる日から30日以内に、必要書類を下記【資料提出先・お問い合わせ先】に提出してください。

- ①賠償責任補償金：示談、訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた日。
- ②傷害補償金：傷害が全治した日(事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日)。
- ③後遺障害補償金：後遺障害が確定した日(事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日)。
- ④死亡補償金：上記(2)の通知を受けた日

必要書類：

請求書（保険会社の様式）、領収書(コピー可)、同意書(保険会社の様式)、示談書 など
事故の内容などにより、保険会社から診断書など追加の書類提出を求める場合があります。

(4) 補償金の支払い

提出いただいた請求書類は下記【資料提出先・お問い合わせ先】で確認した上で保険会社へ提出し、保険会社が補償金の額を確定し、結果をお知らせします。確定した補償金は、保険会社から直接、請求者へ支払われます。

保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります

【資料提出先・お問い合わせ先】

神戸市 地域協働局 地域活性課

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

TEL：078-322-6491 FAX：078-322-6133